重文千葉家の活用を考える会会則

(目的)

第1条 本会は、重要文化財千葉家住宅の価値を正しく理解し、地域活性化になる活用 を考え、実践することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、重文千葉家の活用を考える会(以下「考える会」という。)と称する。 (事務所)

第3条 考える会の事務所は、綾織地区センターに置く。

(会員)

第4条 考える会の会員は、第1条の目的に賛同する者をもって組織する。

(事業)

- 第5条 考える会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 重要文化財千葉家住宅についての学習会に関すること。
 - (2) 重要文化財千葉家住宅の活用提案に関すること。
 - (3) 重要文化財千葉家住宅の保護活用の実践に関すること。
 - (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(役員)

- 第6条 考える会に、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2)副会長 2名
 - (3) 理事 10 名以内
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 監事 2名

(役員の選任及び職務)

- 第7条 役員は、総会において選任する。
- 2 会長は、考える会を代表して会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 理事及び事務局長は、事業の企画立案及び運営にあたる。
- 5 監事は、経理及び執行に関する監査を行う。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は選任された日からその日の属する年度の翌年度の3月31日まで とし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期終了後も後任者の定まるまではその職務を行う。

(顧問及び参与)

第9条 考える会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会に諮って会長が委嘱する。

(会議)

第10条 考える会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

- 第 11 条 総会は、毎年度 1 回これを開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、 臨時総会を開催することができる。
- 2 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
- (1) 事業報告の承認について
- (2) 事業計画案について
- (3) 予算及び決算
- (4)会則の改廃について
- (5) 役員の選任について
- (6) その他考える会の運営に関する重要事項
- 3 総会は、会長が召集する。
- 4 総会の議長は、会長が務める。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

- 第12条 理事会は、必要な都度、随時開催する。
- 2 理事会は、第6条に定める会長、副会長、理事、事務局長をもって構成し、次の事項を審議し、または決定する。
- (1)総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2)総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他考える会の事業の執行に関すること。
- 3 理事会は、会長が召集する。
- 4 理事会の議長は、会長が務める。
- 5 理事会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第 13 条 考える会に事務局を置き、事務局員は会員及び綾織地区センター並びに遠野 市文化課から、会長が任命する。

(会計)

- 第14条 考える会の必要経費は、会費及び寄附金その他の収入によって賄う。
- 2 考える会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、考える会の運営に必要なことは、理事会に諮

って会長が定める。

附則

1 この会則は、平成26年7月31日から施行する。

平成 28 年 3 月 30 日 改定 令和 3 年 4 月 18 日 改定